
■第70号(2024.10 発行) 特集: 日本人が森に学ぶこと。

エコロジー—経済学—森林と人とが、再び結び合う社会へ

同志社大学経済学部 教授 三俣 学(談)



-
1. 経済も自然の一部、と考える。
 2. 森の姿を変えてきた「経済」のしくみ。
 3. エコロジー経済学によるパラダイム転換。
 4. 「私」と「公」に加えて「共＝コモンズ」を大切に。
 5. 世界から注目を受けてきた伝統的コモンズ「入会」。
 6. 入会にも近代経済の波が。
 7. 森林協治による新しいコモンズ。
 8. 「自然アクセス」が提示する可能性。
 9. 森林と人が、再び結びあう社会へ。

経済のグローバル化とともに人間の暮らしは拡大を続け、今では地球約 1.7 個分の生態系を必要とする活動をしているといわれます。その中で、森林を含む自然環境にも様々な異変が起きています。これまでの「経済」が日本の森林にどのような影響を及ぼしてきたのか、その歩みを概観しながら、人と自然が調和する「新たな経済」の可能性について考察します。

■1. 経済も自然の一部、と考える。

「エコロジー経済学」は、経済の軸足を生態系に置いて考える、比較的新しい学問分野です。

公害や環境破壊、資源の枯渇など人間社会が引き起こしてきた様々な問題は、これまで主流とされてきた経済学(以降、標準的な経済学)では解決できないという批判的な視点も、その根底にあります。

大きく違うのは、自然の捉え方です。標準的な経済学では、自然は「あって当然のもの」として議論の前提に置かれています。言い換えれば、分析や考察の対象外に置かれてきたといってもよいでしょう。人間の経済活動は自然の制約を受けず、仮に問題が起こったとしても、市場を通じ、あるいは未来の技術革新によって、予定調和的に乗り越えられていくもの、と捉えられてきたのです。

一方、エコロジー経済学では、「人間の経済は自然の一部である」「人間の経済は自然の能力を超えて成長しえない(自然の制約を受ける)」と考えます。自然が提供する新鮮な空気や水、多様な生態系は私たちの生存基盤であり、それなくしては経済も成立しないからです。

■2. 森の姿を変えてきた「経済」のしくみ。

標準的な経済学の考え方が発展したのは、19世紀、産業革命後の工業化の時代でした。工場等で化石燃料を使い生産された財の価値を決定する市場経済のしくみが、国際的にも徐々に広がりを見せた時期でもあります。産業を発展させ国を豊かにするには、機械化し、高度化し、効率性を高めて利潤を最大化することが必要だと考えられたのです。石炭や石油などの地下資源を動力とする工業による富の追求を、経済学は前提としていたのです。

その考え方は、自然を相手にする(生命系である)林業や農業、水産業にも及びました。生命系の営みは、一定周期で再生産可能である一方、その再生産は生命更新の速度と規模の範囲内に限られます。にもかかわらず人間は、そういった生命系の営みを工業の原理と同列に置き、より高度な技術を投入し、できるだけ人間のニーズに即応するように効率よく育て、収穫し、市場での競争に勝つ「製品」を生み出すことで、利潤最大化を図ろうとしてきたのです。市場のグローバル化は、そうした動きに拍車をかけました。人間の消費の速度と規模に合わせるために、世界中を交易ネットワークで結びつけ、他地域だけでなく、遠く離れた他国からも、自国に必要なものをやり取りするしくみを作り上げてきました。そうすることで生命系特有の再生産の時間的制約を逃れ、それぞれの需要を満たしてきたわけです。林業でいえば、買い手が選べば世界中の木材を買うことができるようになりました。そのことは、自国に豊富な森林資源がありながら大量の化石燃料を使って地球の裏側から大量の木材を運ぶという不合理的を生む一方、消費地ではない輸出国側(特に途上国)での森林の過剰(ときに違法)伐採なども生み出すことになりました。日本では、木材自給率が回復しつつあるとはいえ4割程度にとどまり(40.7%、林野庁 2022)、森林の過少利用という問題が起きています。利益を見込めず人の手が入らなくなった放置林は、水源涵養や土壌保持といった生態系サービスの機能が弱まり、激しさを増す気候変動と相まって土砂災害などが頻発する事態につながっています。足りないものをお互いに補完しあうような規模での経済ではなく、私利私欲をむき出しにした競争原理に基づくグローバル経済は、自国にも他国にも、本当の「豊かさ」につな

らない状況を作り出しています。日本の森林の問題は、そのことを顕著に物語る一例ではないでしょうか。

■3. エコロジー経済学によるパラダイム転換。

もちろん、工業化のすべてを否定できるものではありません。工業化によって多様な製品が消費者の望むような価格で供給されるようになり、我々の生活は「便利」で「快適」になりました。また、市場での競争が生産性の向上や技術革新につながり、それが「成長」や「豊かさ」を生み出してきたことも事実でしょう。しかし、それを手放しでは喜んでいられない時代になりつつあるのです。自然の再生能力を超えた消費、自然の分解能力を超えた汚染物質の排出と、それによる公害や環境破壊は、地球の生態系を、ひいては人間の生存基盤を脅かすまでになってしまいました。多くの尊い人命や他の生物種を犠牲にした「発展」や「豊かさ」を目指してきた経済成長の危うさに、今や多くの人々が気づき始めているように思います。経済成長一辺倒の考え方を根本的に変えていくパラダイム転換の必要性が共有されつつあります。エコロジー経済学が生まれ展開してきた理由も、そういった点にあると思います。

■4. 「私」と「公」に加えて「共＝コモンズ」を大切に。

人間の経済はあくまでも生態系のシステムの一部であり、それが教える可能性と制約の中にあるわけですが、エコロジー経済学をはじめ多くの学問分野において、「共的部門＝コモンズ」の役割や重要性の見直しがここ 30 年ほどの間で進んできました。

標準的な経済学をはじめ社会科学の多くが、経済社会は市場(私的部門)と政府(公的部門)の二部門から構成されていると捉えてきました。何か問題が起きても、市場と政策などの力で解決できるはずだ、というわけです。しかし、その二部門だけが経済の担い手なのでしょうか。とりわけ、日本のエコロジー経済学では、私的部門と公的部門に加えて、「共的部門＝コモンズ」を第三の主体として注目します。全国の地域に存在する小さな共同体(コモンズ)には、山野海川の共同利用・共同所有のしくみがあり、持続的に資源を利用してきた歴史があります。そこにあるエコロジー親和的な原理(共生の原理)、将来にわたって持続的に自然を生かす知恵やしきみを問い直すことには大きな意味があるはずです。そのひとつが、日本の伝統的なコモンズ「入会(いりあい)」です。

■5. 世界から注目を受けてきた伝統的コモンズ「入会」。

入会とは、村あるいは村々間における自然の共用・共有制度のこと。中世まで遡る歴史があり、明治民法で法的地位を得て現代に引き継がれています。養老律令に「山川藪沢之利(せんせんそうたくのり) 公私共之(こうしこれをともにす)」とあるように、自然の恵みは分け合って利用すべし、という考え方が日本にはあったのですが、入会は、それを色濃く反映した環境資源の共同利用のしくみだといえるでしょう。2009 年、女性初のノーベル経済学賞受賞者のエリノア・オストロムがコモンズの典型として日本の入会を捉えたことで、入会は世界的にも注

目を集めるようになりました。

入会の中でも、地域共有・共用の森を入会林野といいます。柴草や木々の落ち葉を田畑の肥料に、山菜やキノコ、果実を食料に、枯葉を燃料にし、家を建て屋根を葺くにも入会林野からの木材や茅場の茅を利用するといったように、村の生活全般を支えてきた存在です。また、不測の事態で経済的に困窮した村人に対するセーフティネットの役割も担ってきました。

入会林野は共同体に所属する人々によって維持管理されており、各地域の入会ごとに細かなルールが存在します。例えば山の口開け(利用の禁止を解く日時)を設定する、使用可能な道具の種類、収穫可能な資源の種類や量を定める、ルールを破ったときの罰則を設けるなど。そうしたルールは村人たちが主張と衝突を繰り返しながらつくり上げてきたものであり、各地域の環境資源の特性を反映する形で、資源の枯渇を防ぐ巧みな知恵がふんだんに盛り込まれています。また、共同体内の事情や社会の変化に応じて柔軟に変化してきた側面もあります(例えば、滋賀県甲賀市大原にある共有山(財産区有林)では、明治10年から30年あまりの間に5回も規約を改定しています)。そうした知恵としくみが自立度の高い地域自給的な経済社会を成立させ、自分たちの足元の資源を数世紀にわたって枯渇させずに維持することを可能にしてきたのです。

■6. 入会にも近代経済の波が。

入会には、国の近代化の中で解体の圧力がかった歴史があります。

明治維新とともに、政府は西洋に範をとって中央集権を進めました。地租改正にともなう官民有区分政策を進めて土地の所有権を明確化し、私有地から徴税する体制を整備する一方で、7万以上あった村を合併などで市町村へと集約しました。同時に、近代的な経済国家にするために、市場での取引を前提とした森林のあり方、つまり私的所有権に基づく経営形態をとる森林へと転換していくことを求めたのです。

つまり、それまで自給的に使っていた森の木々を木材市場で取引すれば、そこに貨幣が介在してGDPを押し上げることになり、豊かさの増大に寄与するという理屈です。共同体の共有の世界、結(ゆい)と呼ばれる協働やおすそ分けといった互酬などの慣行は、貨幣を介在せず、市場での取引に乗らない自給経済の領域を成してきました。特に明治以降、こうした自給を基本とする入会の存在は、貨幣で富を測ることのできる経済成長を目指した政府から見ると都合の悪いものでしかなかったのです。それゆえ、明治以降、政府は、入会の自給的な営みを粗放で効率の悪い「封建時代の残渣」「封建遺制」とみなし、その解体政策を試み続けてきた、というわけです。

明治当初、入会林野は、殊に東北でその多くが国有林に組み込まれ、一方では私的所有形態への移行が進められました。しかし、すべての入会が消滅したわけではありません。明治時代はもとより、戦後1960年代ごろまで、入会林野は共同体の人たちにとって燃料や食料を得るために不可欠な場所だったからです。結果として、生産森林組合、社団法人、財団法人、財産区といった様々な名称(法人格)で、入会は存続してきました。入会林野の木材や林

産物の売却益は個人配分するのではなく、共同体全体の福利を高める形で利用するなど、入会の原則が現在も生き続けているところは少なからずあります。私は、このような共同利用を通じて得られた環境資源の恵み(利益)を共同体全体の福利を高めるために返していく入会のしくみを「共益還元則」と呼んでいます。商品化経済にあってなお、このような原理を埋め込んだ入会の知恵や工夫は、コミュニティの重要さが叫ばれる時代にあって、参考になる面が多いと感じるのです。

ただ、そうして時代の変化に対応してきた入会林野も、貨幣経済とりわけグローバル経済の急進と飽和の時代を迎えて困難が極まっていると感じざるを得ません。例えば、担い手不足という課題は深刻です。燃料が石油やガスへと変わり、食料はお金を払って購入するようになる。村の人たちも村外へ働きに出るようになり、維持管理のための共同作業を負担に感じる人たちが増えてきています。入会林野と人との関係が希薄になり、利益より管理の負担が勝り、これほど長く林業不況が常態化してくると、共同体での維持管理は大変難しくなります。

■7. 森林協治による新しいコモンズ。

閉じた共同体の所有だった入会林野、個人所有の放置林。成り立ちは異なりますが、人の手が足りず過少利用になっている状況は共通しています。その状況を改善するためのひとつの方向が、共同体が積極的に外部の多様な人々と協働する「新しいコモンズ＝協治」です。

兵庫県神戸市北部にある下唐櫃(しもからと)地区には、林産農業協同組合という形態で入会林野を継承した71haあまりの森林があります。ここでも自給利用は減少、組合の方々も高齢化し、維持管理が困難になっていました。神戸市防災課を通じて兵庫県立大学の私のゼミ(当時)との連携が始まったのは2014年。学生たちは、組合員や森林を訪れるハイカーの方たちへの聞き取り調査、林内実習などを行い、組合の方々の指導のもとで間伐やフットパス整備などの維持管理をお手伝いしながら学ばせてもらいました。演習林を持たない経済学部の学生たちにとっては、実際の森林を体験し、森林にかかわる人たちの話が聞ける貴重な学びの機会です。一方、こうした学生たちの活動は、組合の方々が森林の魅力や価値を再発見することにもつながっているように思います。この連携は、山歩きなどを楽しむ人たちの団体などにも広がり、その後も継続しています。

所有者が森林を外部に開き、外部の人たちはその恩恵に浴する。さらに所有者にとって負担となっている維持管理の一助となる関係を手作りで作り出していく——こうした所有を超えた多様な人々の関係性の中に、新しい森林の協治、新しいコモンズの可能性を見出せるように思うのです。

■8. 「自然アクセス」が提示する可能性。

私有林も入会林野も、その森を利用できる範囲を所有者(たち)に限定してきたのがこれまでのしくみでした。そこから得られる木材や林産物は所有者(たち)に権利がある、ということです。もちろん、木材生産を行っている森林で、木材の所有権が所有者にあるのは当然です。

しかし実際のところ、森林が生み出している水や空気、レクリエーションや国土保全などの生態系サービスに所有権を付すのは難しい。生態系としての森林は周囲と連関することで存在している——連続性があるからです。ここで、「森(自然)はだれのものか」という問いが芽生えます。

所有の如何を問わず、万人が森林(自然)の中を歩いたり景観を愛でたりできるしくみを「自然アクセス(もしくは自然アクセス制)」といい、北欧・中欧の多くの国では、権利として確立されています。英国やノルウェー、スイス、ドイツなどでは法律に明文化されており、スウェーデンやフィンランドなどのように中世から続く慣習として定着している国もあります。そこには「自然を破壊しない」「プライバシーを侵害しない」という二大原則があり、それを守る限り、他人の所有する森林を散策したり、キノコやベリーを採取したりする行為が認められているのです。経緯は国ごとに様々ですが、所有者と利用者の立場の違いを乗り越え、私的所有のうえに自然アクセスを認める道を進んできました。牧草や木材などは所有者が排他的に利用・収益し、自然を愛でる権利は万人が享受できる、というように、同一空間における複数主体の重層的な自然利用を実現しているのです。

そうした国々では、人々は幼いころから森林での散策を日常的に経験します。二大原則を自然に身につけ、森林に入ることが暮らしの一部になっている。森林と人との距離が近いのです(だからこそ、それが「権利」である、という発想にもつながります)。自分たちが親しむ森林であれば、維持管理に携わる動機も生まれます。英国では、森林内のフットパスの整備や維持管理を、政府、土地所有者、非営利の外部団体などが協力して行っています。もちろん、こうした自然アクセスを積極的に広げている国々と日本とでは、人口密度や地形や気候など、異なる面が多く存在しています。それらを考慮に入れながら、「遠く離れた自然」をいかに身近なものとして取り戻すことができるのか、それが、現代日本の抱えるひとつの、そして大変大きな課題だと思うのです。

■9. 森林と人が、再び結びあう社会へ。

残念ながら、現代の日本では、人々と森林の結びつきはとても希薄です。関係性の希薄さは、やがて無関心に、そして放置につながります。

自然の再生産や多様性に配慮して林業経営をする人たちは、私たちが多くの恩恵を受けている森林の重要な担い手です。木材生産と自然アクセスの両立には多くの課題があることも事実ですが、森林を外部的に開き、外部の人たちとの連携を模索していくことは、希薄になった森林と人との関係を再び近づける契機となりえる。「私たちの大切な自然」という意識、興味と関心を喚起し、国民の森林・環境政策への支持、ひいては将来の森林の担い手を育てることにもつながるのではないのでしょうか。

工業化を軸に利潤の最大化を目指し拡大膨張を遂げてきた経済社会は、多くの矛盾を露呈しています。それが明らかになった今、人のためだけの森林学や経済学ではなく、生態系のシステムの一員として他の生命との共生を目指す「生命を育む経済学」が必要です。それは、

豊かな森林と豊かな人の営みを次の世代に引き継ぐための第一歩だと考えています。
(2024年5月同志社大学にて取材。)

[三俣 学(みつまた かく)]

同志社大学 経済学部 教授

1971年愛知県生まれ。京都大学大学院農学研究科博士課程単位取得退学。兵庫県立大学教授などを経て現職。専門分野はエコロジー経済学、コモンズ論。国内外のフィールドワークを通して、環境資源を持続的に利用するための管理制度、人と自然の持続可能な関係構築の方法を探っている。主な著書に『自然アクセス』(編著、日本評論社)、『森の経済学』(共著、日本評論社)、『都市と森林』(共編著、晃洋書房)、『エコロジーとコモンズ』(編著、晃洋書房)など。